

門真市商業振興対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、市内中小小売業者が経営の合理化、近代化、活性化、共同施設の整備等、商業振興のために実施する共同事業に対し、その事業費の一部として門真市商業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市の商業の振興及びその発展を図ることを目的とする。

(交付期間及び見直し)

第1条の2 補助金の交付期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助対象事業、補助率等について見直しを行わなければならない。

(定義)

第1条の3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。
- (2) 商店会等 門真市内に存する次に掲げるものとする。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体

イ アに準ずる任意の商店街団体であって、規約等により代表者の定めがあり、かつ、財産管理等を適切に行うことができるもの

ウ 個人で小売業、飲食業、サービス業に属する事業その他の事業を営む商店からなる団体であって、法人化されていない場合は、規約等により代表者の定めがあり、かつ、財産管理等を適切に行うことができるもの

エ その他市長が適当と認める団体

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）

は、市長が認める商店会等とする。ただし、その構成する商店の数が10に満たないものは除く。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 研修及び講習会事業

(2) 商業活性化事業で次に掲げる事業

ア イベントの開催

イ 補助対象団体が連携して行うイベントの開催（以下「連携イベントの開催」という。）

ウ 補助対象団体が特に販売を推進する商品の開発（以下「商品開発」という。）

(3) 共同施設整備事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

2 補助対象事業は、第6条の交付決定をした日以後に着手しなければならない。ただし、前項第3号に掲げる事業であって、震害、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害の復旧に関するもので、かつ、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

3 補助対象事業は、第6条の交付決定をした日が属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする、ただし、その額の1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）が補助金の交付を申請しようとするときは、事業に着手する前に、門真市商業振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項ただし書の規定に該当するものについては、事業に着手する前の提出に限るものではない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 予算書（様式第3号）

(3) 第3条各号に掲げる事業ごとに別表第2に定める書類

2 第3条第2号アからウまでに掲げる事業の申請は、それぞれ、1会計年度において、補助対象団体当たり1回限りとする。

(連携イベントの開催における申請等)

第5条の2 第3条第1項第2号イに定める事業に係る前条第1項及び第7条の申請書並びに第8条の報告書は、当事者が連署するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、規則第5条の規定により、補助金の交付決定をしたときは、門真市商業振興対策事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請団体に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 前条の交付決定を受けた申請団体(以下「補助事業団体」という。)が、やむを得ない理由により、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、当該補助事業団体は速やかに、門真市商業振興対策事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業団体が補助事業を完了したときは、速やかに実績報告書兼事業完了報告書(様式第6号)及び決算書(様式第7号)並びに別表第2に掲げる実績報告書兼事業完了報告書の添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、規則第13条の規定により補助金の額を決定し、補助事業団体に対し、門真市商業振興対策事業補助金交付指令書(様式第8号)を通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 第3条第1項第2号イに掲げる事業については、市長が別に定める様式により当事者が連署して、一の補助金振込先を指定し、振込みを依頼しなければならない。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(門真市商業団体共同施設整備補助金交付要綱の廃止)

- 2 門真市商業団体共同施設整備補助金交付要綱（昭和50年5月17日施行）は廃止する。

(門真市小売商業振興対策事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 門真市小売商業振興対策事業補助金交付要綱（平成5年5月31日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

項	事業種別	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	研修及び講習会事業	商業団体が開催する研修及び講習会の講師謝礼金並びに公的機関が開催する研修会の負担金	補助対象経費の 2 分の 1	50,000 円
2	商業活性化事業	商業団体が主催する地域を活性化するための事業（イベントの開催、連携イベントの開催及び商品開発）に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1	次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) イベントの開催 300,000 円 (2) 連携イベントの開催 600,000 円 (3) 商品開発 200,000 円
3	共同施設整備事業	商業団体が商業共同施設又は設備を整備した場合で、市長が適当と認める当該施設の整備に要する経費	補助対象経費の 5 分の 1	1,000,000 円

別表第 2（第 5 条、第 8 条関係）

事業種別	交付申請書の添付書類	実績報告書兼事業完了報告書の添付書類
1 研修及び 講習会事業	(1) 事業の見積書（写） (2) その他市長が必要と認める書類	(1) 講師謝礼金又は負担金の領収書（写） (2) 研修及び講習会の報告書 (3) その他市長が必要と認める書類
2 商業活性化事業	(1) 事業の見積書（写） (2) 配置図面（イベントを開催する場合に限る。） (3) 当該事業を決定した議事録（写） (4) 役員、会員名簿 (5) 定款又は会則等 (6) その他市長が必要と認める書類	(1) 領収書（写） (2) 当該事業に係るパンフレット・チラシ等 (3) イベントの参加者数等を記載した成果報告書 (4) イベントの開催の場合 開催を証する写真 商品開発の場合 完成品の写真その他市長が必要と認める書類
3 共同施設 整備事業	(1) 事業の見積書（写） (2) 配置図面 (3) 設計図面（又は仕様書） (4) 当該事業を決定した議事録（写） (5) 定款又は会則等 (6) 役員、会員名簿 (7) その他市長が必要と認める書類	(1) 領収書（写） (2) 竣工図面（又は仕様書） (3) 電気主任技師者選任届出書、又は保安協会との委託契約書 (4) 消防機関の検査済書 (5) 道路占用許可書（写） (6) 道路工事施工承認指令書（写） (7) 検査済書（確認申請書で代用可） (8) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

門真市長 （氏 名） 様

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

門真市商業振興対策事業補助金交付申請書

年度において下記のとおり門真市商業振興対策事業を実施したいので、門真市商業振興対策事業補助金要綱第 5 条及び門真市補助金等交付規則第 4 条の規定により補助金等の交付を申請します。

記

1. 事業名

2. 添付書類

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

（1）事業名

（2）事業の目的

（3）事業の実施日

（4）事業費

（5）事業の実施場所

（6）事業内容

（注）予算書添付のこと。

様式第3号（第5条関係）

予算書

収入の部

(円)

科 目	予算額	説 明
自己負担金 門真市補助金		
計		

支出の部

(円)

科 目	予算額	説 明
計		

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

門真市長 （氏 名）

門真市商業振興対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった門真市商業振興対策事業補助金については、
門真市商業振興対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交 付 額 金 円

2 交付条件

- (1) 門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号）を遵守すること。
- (2) 当該補助金等は運用目的に従い、有効適切に使用すること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

門真市商業振興対策事業変更（中止）承認申請書

門真市商業振興対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、事業計画の変更（中止）をしたいので、次のとおり申請します。

記

(1) 事 業 名

(2) 申請年月日 年 月 日

(3) 決定年月日 年 月 日

(4) 変 更 理 由

(5) 変 更 内 容（新）

（旧）

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

門真市長 （氏 名） 様

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

実績報告書兼事業完了報告書

門真市商業振興対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の事業が完了したので報告します。

記

(1) 事業名

(2) 事業の目的

(3) 完了年月日 年 月 日（ ）

(4) 事業費

(5) 事業の実施場所

(6) 事業実績

（注）決算書添付のこと

様式第7号（第8条関係）

決算書

収入の部

(円)

科 目	予算額	決算額	説 明
自己負担金 門真市補助金			
計			

支出の部

(円)

科 目	予算額	決算額	説 明
計			

様式第 8 号（第 9 条関係）

門真市（産業振興）指令第 号

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

門真市商業振興対策事業補助金の交付について

年 月 日付け門市産第 号により交付決定した門真市商業振興対策事業補助金については、門真市商業振興対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により金 円を交付する。

年 月 日

門真市長 （氏 名）